

第20号議案 令和2年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

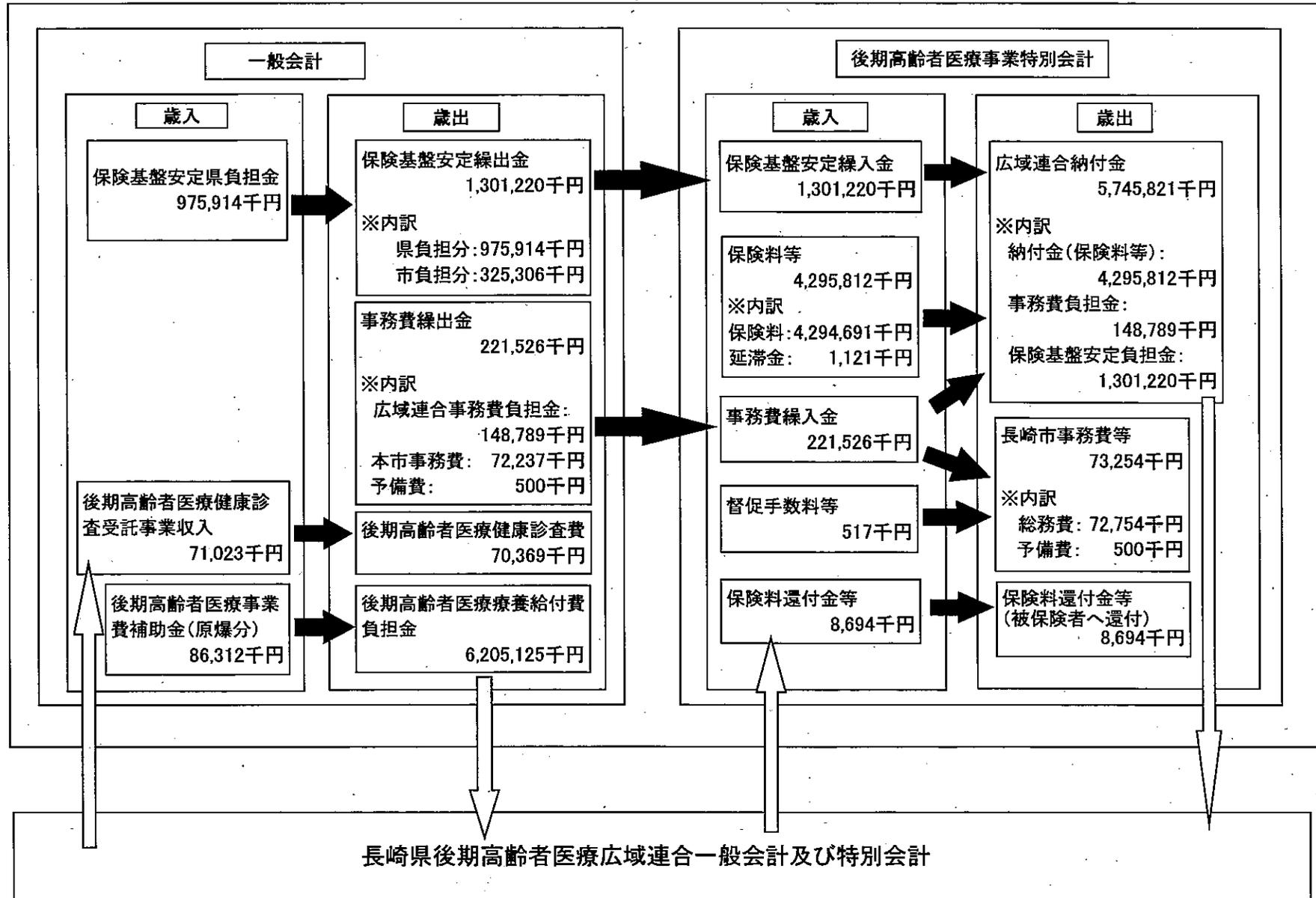
目次

1	令和2年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表	P 1
2	長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ	P 2
3	令和2年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント	P 3～4
4	令和2・3年度保険料率について	P 5
5	令和2年度の制度見直しについて	P 5～6
6	令和2年度の年間保険料額の例について	P 7
7	本市の後期高齢者医療の概要（参考）	P 8
8	後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）	P 9



2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ

長崎市



3 令和2年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

【歳入】

(1) 1款1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	内 容	令和2年度 当初予算①	令和元年度 当初予算②	増減 ①－②
1 特別徴収 保険料	年金から天引き (介護保険料が天引きされている年金額が年 間18万円以上の方)	2,630,552	2,610,526	20,026
2 普通徴収 保険料	納付書により納入(上記以外の方、若しくは 介護保険料と当該保険料額を合わせた額が年 金受給額の1/2を超過する方、又は年金天引 きではなく口座振替を希望される方)	1,664,139	1,556,135	108,004
	計	4,294,691	4,166,661	128,030

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

(2) 3款1項 一般会計繰入金

ア 1目 保険基盤安定繰入金

(単位：千円)

内 容	令和2年度 当初予算①	令和元年度 当初予算②	増減 ①－②
所得の低い方に係る保険料の軽減(均等割額の7・5・2割 軽減)分及び被用者保険の被扶養者だった方の軽減(均等 割額の5割軽減)分を、一般会計から繰入れる。	1,301,220 (県3/4 975,914) (市1/4 325,306)	1,207,735 (県3/4 905,801) (市1/4 301,934)	93,485 (県3/4 70,113) (市1/4 23,372)

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

イ 2目 事務費繰入金

(単位：千円)

	内 容	令和2年度 当初予算①	令和元年度 当初予算②	増減 ①－②
広域連合 事務費	広域連合運営や保険給付に係る人件費及び 事務費のうち本市負担分(※)	148,789	153,918	▲ 5,129
本市 事務費	・事務費 72,237千円 ・予備費 500千円	72,737	98,602	▲ 25,865
	計	221,526	252,520	▲ 30,994

(※) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

【歳出】

(1) 2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 【事業費5,745,821千円】

歳入項目	広域連合納付金 (単位：千円)			主な増減の理由
	令和2年度 当初予算①	令和元年度 当初予算②	増減 ①-②	
保険料 (※1)	4,294,691	4,166,661	128,030	保険料の料率改定等に伴う増
延滞金	1,121	996	125	
保険基盤安定繰入金 (※2)	1,301,220	1,207,735	93,485	料率改定に伴う均等割額の増額及び対象人数が増加したことによる保険基盤安定負担金の増
広域連合事務費繰入金 (※3)	148,789	153,918	▲ 5,129	広域連合事務費負担金の減
計	5,745,821	5,529,310	216,511	

(※1) 市は保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。
(高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)

(※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4及び市1/4の割合で負担し、市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条)

(※3) 広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。
(長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項)
按分内訳：経費の1割は均等割、5割は高齢者人口割、4割は人口割、本市負担率約28%

4 令和2・3年度保険料率について

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、保険料の料率は2年ごとに見直すことになっているため、長崎県後期高齢者医療広域連合において令和2・3年度の保険料について算定を行ったところ、医療給付費の増加等により、均等割額、所得割率がいずれも引き上げとなった。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の改正に伴い、賦課限度額が引き上げとなった。

(保険料算定方法)

均等割額 (被保険者全員) <u>47,200円</u> (現行 <u>45,800円</u>)	+	所得割額 (被保険者の前年の総所得 -33万円) × <u>8.98%</u> (現行 <u>8.67%</u>)	=	保 険 料 年額最高 <u>64万円</u> (現行 <u>62万円</u>)
--	---	---	---	--

- ・ 同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額が基準以下の場合には均等割額の軽減がある。
- ・ 制度加入直前に社会保険の被扶養者であった被保険者には所得割額は賦課されず、均等割額も制度加入後2年間5割軽減される。

5 令和2年度の制度見直しについて

(1) 低所得者に係る保険料均等割額の軽減

令和元年度に引き続き、所得基準額が見直され、軽減対象が一部拡大される。

同一世帯内の被保険者と 世帯主の前年の合計所得金額	軽減 割合
33万円 + (52万円※ × 被保険者数) 以下 ※令和元年度は51万円	2割
33万円 + (28万5千円※ × 被保険者数) 以下 ※令和元年度は28万円	5割

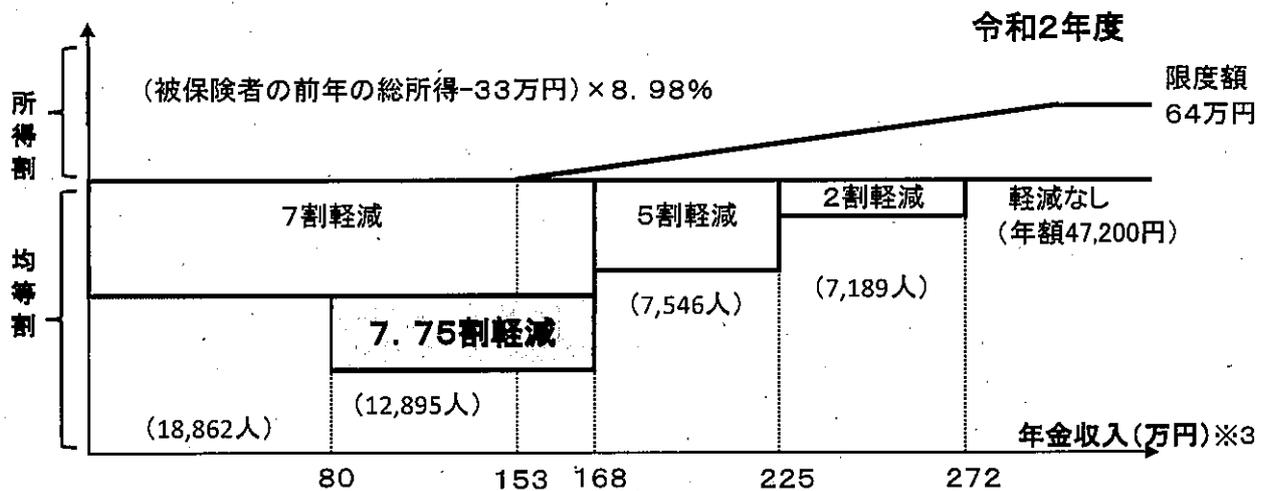
(2) 保険料均等割額の軽減特例措置の見直し

平成28年12月22日に社会保障制度改革推進本部が決定した「今後の社会保障改革の実施について」を踏まえ、保険料均等割軽減特例(9割、8.5割)について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて令和元年度から次の表のとおり見直しとなった。

年度	9割軽減対象者 ※1	8.5割軽減対象者 ※2
令和元	8割軽減	8.5割軽減
令和2	7割軽減	7.75割軽減
令和3	7割軽減	7割軽減

※1 9割軽減対象者:同一世帯の被保険者と世帯主の前年所得合計額が33万円以下かつ被保険者が年金収入のみで年額80万円以下

※2 8.5割軽減対象者:同一世帯の被保険者と世帯主の前年所得合計額が33万円以下



※3 年金収入:夫婦2人共後期高齢者の被保険者の世帯で、妻の年金収入が80万円以下の場合における夫の年金収入

※令和2年度軽減対象者数は長崎県後期高齢者医療広域連合試算値

(3) 本市及び長崎県後期高齢者医療広域連合の広報

- 4月～7月 本市及び広域連合による広報(ホームページ、広報誌、ダイレクトメール発送)
- 7月中旬 保険料決定通知書発送

6 令和2年度の年間保険料額の例について

後期高齢者1人世帯		均等割の適用軽減	1年間の保険料額
例1	年金収入 790,000円 (老齢基礎年金のみ)	7割軽減 (現行: 8割軽減)	14,100円 (※13,700円) 《現行 9,100円》
例2	年金収入 1,530,000円 (所得割なし限度額)	7.75割軽減 (現行: 8.5割軽減)	10,600円 (※10,300円) 《現行 6,800円》
例3	年金収入 1,920,000円 (厚生年金平均受給額)	5割軽減	58,600円 《現行 56,700円》
例4	年金収入 2,100,000円	2割軽減	88,800円 《現行 86,000円》
例5	年金収入 3,000,000円	軽減なし	179,200円 《現行 173,200円》
後期高齢者2人世帯		均等割の適用軽減	1年間の保険料額
例1	年金収入 夫 790,000円 (老齢基礎年金のみ)	7割軽減 (現行: 8割軽減)	夫 14,100円 (※13,700円) 妻 14,100円 (※13,700円) 計 28,200円 (※27,400円) 《現行 18,200円》
	妻 790,000円 (老齢基礎年金のみ)		
例2	年金収入 夫 1,530,000円 (所得割なし限度額)	7.75割軽減 (現行: 8.5割軽減)	夫 10,600円 (※10,300円) 妻 10,600円 (※10,300円) 計 21,200円 (※20,600円) 《現行 13,600円》
	妻 790,000円 (老齢基礎年金のみ)		
例3	年金収入 夫 1,920,000円 (厚生年金平均受給額)	5割軽減	夫 58,600円 《現行 56,700円》 妻 23,600円 《現行 22,900円》 計 82,200円 《現行 79,600円》
	妻 790,000円 (老齢基礎年金のみ)		
例4	年金収入 夫 2,700,000円	2割軽減	夫 142,700円 《現行 138,000円》 妻 37,700円 《現行 36,600円》 計 180,400円 《現行 174,600円》
	妻 790,000円 (老齢基礎年金のみ)		
例5	年金収入 夫 3,000,000円	軽減なし	夫 179,200円 《現行 173,200円》 妻 47,200円 《現行 45,800円》 計 226,400円 《現行 219,000円》
	妻 790,000円 (老齢基礎年金のみ)		

※ () 内の金額は、保険料率の改定が行われなかった場合の令和2・3年度における保険料の試算値。

7 本市の後期高齢者医療の概要(参考)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (見込み)
平均被保険者数(人)	64,080	64,673	65,503	65,406
医療費総額 (千円)	83,590,583	84,663,403	84,883,918	85,777,412
一人あたり医療費(円)	1,304,472	1,309,100	1,295,878	1,311,461
保険料率	(均等割額) 46,800円 (所得割率) 8.8%	(均等割額) 45,800円 (所得割率) 8.67%	(均等割額) 45,800円 (所得割率) 8.67%	(均等割額) 47,200円 (所得割率) 8.98%
一人あたり保険料額※(円)	61,324	61,081	62,098	66,670

※毎年度6月当初賦課時点において、賦課総額を賦課対象被保険者数で除した金額。

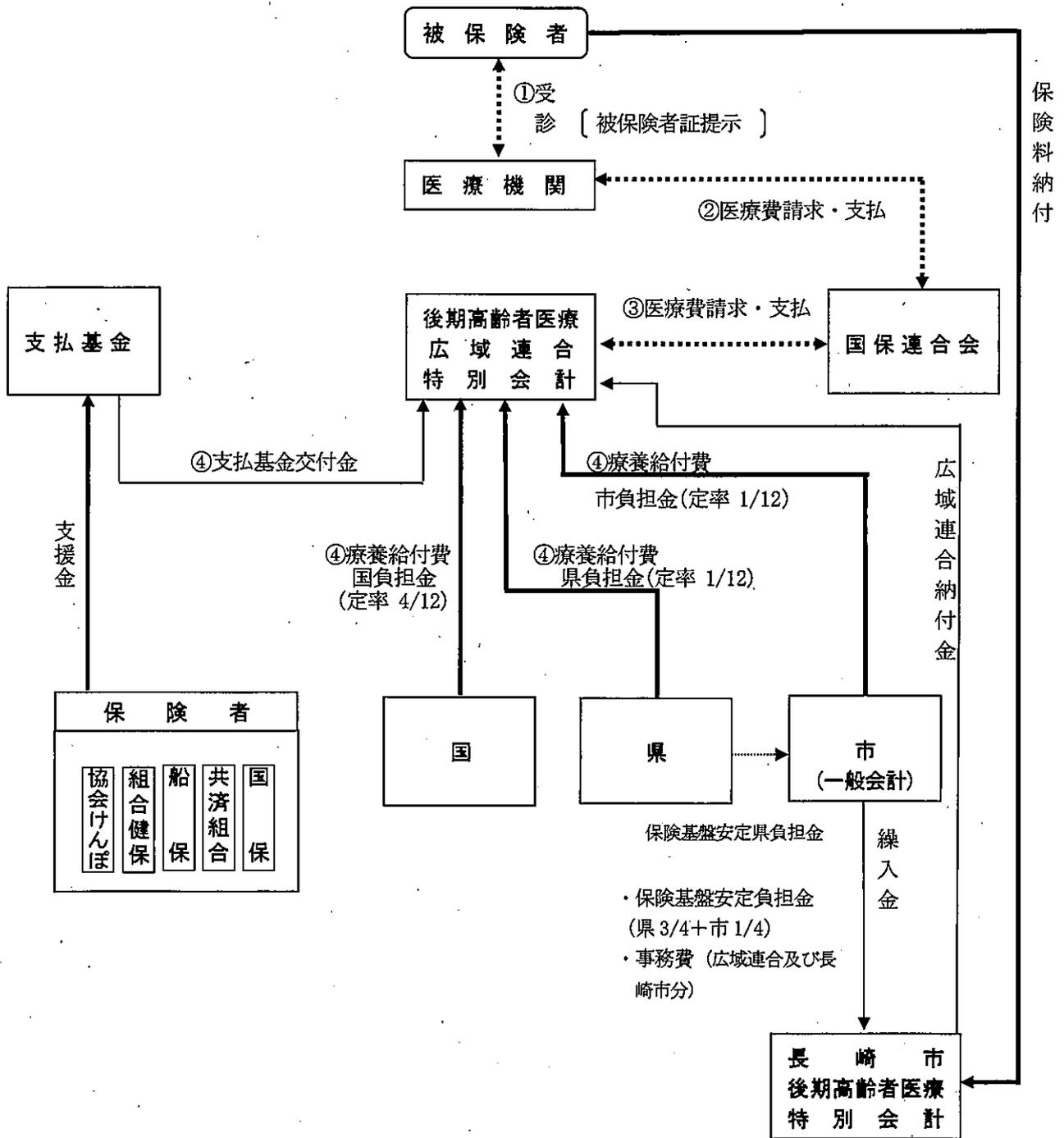
※令和2年度は推計値。

所得階層別被保険者数(人) (令和2年1月末)	現役並み 所得者	一般	住民税非課税	住民税非課税 (年金収入80万円 以下など)
	3,363	29,695	17,082	15,552

※令和2年1月末被保険者数合計 65,692人

8 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）

(1) 医療費等の流れ図



(2) 後期高齢者医療費負担割合

医療等の実施月	保険料	支払基金交付金	公費 (注)			
			合計	国庫負担金	県負担金	市負担金
平成20年4月～	10/100	40/100	50/100	4/12	1/12	1/12

(注) 公費内での負担割合 (国：県：市=4：1：1)